

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	物価高騰対策給付金支給に関する事務評価書(令和7年11月30日終了)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

池田市は、物価高騰対策給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

池田市長

公表日

令和8年2月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	物価高騰対策給付金支給に関する事務
②事務の概要	国物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱に基づき、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策(令和6年11月22日閣議決定)」についての対応として、低所得支援給付金を支給する事務において、支給要件の該当性があるか判定するために個人番号を利用し、税情報等の照会及び公金受取口座の情報確認を行う。 (1)令和5年度物価高騰対策給付金(住民税均等割のみ課税世帯への給付)【令和6年5月31日終了】 (2)令和5年度物価高騰対策給付金(低所得者の子育て世帯への加算給付)【令和6年5月31日終了】 (3)令和6年度物価高騰対策給付金(住民税非課税世帯への給付)【令和6年12月31日終了】 (4)令和6年度物価高騰対策給付金(住民税均等割のみ課税世帯への給付)【令和6年12月31日終了】 (5)令和6年度物価高騰対策給付金(低所得者の子育て世帯への加算給付)【令和6年12月31日終了】 (6)令和6年度物価高騰対策給付金(住民税非課税世帯への3万円給付及び子育て世帯への加算給付)【令和7年4月30日終了】 (7)令和6年度物価高騰対策給付金(定額減税調整給付金の不足額給付)【令和7年11月30日終了】
③システムの名称	物価高騰対策給付金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
定額減税補足給付金(不足額給付)情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の135の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 該当なし(物価高騰対策給付金に関する事務において情報提供ネットワークによる提供は行わない。) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第162条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	池田市 福祉部 高齢・福祉総務課
②所属長の役職名	高齢・福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	池田市 総合政策部 広報広聴課 大阪府池田市城南1-1-1 072-752-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 池田市 福祉部 高齢・福祉総務課 大阪府池田市城南1-1-1 072-752-1111

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>[1万人以上10万人未満] <選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 1,000人未満(任意実施)2) 1,000人以上1万人未満3) 1万人以上10万人未満4) 10万人以上30万人未満5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 500人以上2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 発生あり2) 発生なし
--	---

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			
9. 監査			
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最低限となるよう、アクセス権限を設定している。また、アクセス権限の所持者には離席時のログアウト徹底を呼びかけており、不正な提供が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		